

2023年3月

定 款

日本高周波鋼業株式会社

1950年5月18日制定
1951年4月18日改正
1951年8月28日改正
1952年5月28日改正
1952年11月28日改正
1957年5月30日改正
1961年5月30日改正
1964年11月27日改正
1971年5月29日改正
1972年5月29日改正
1974年5月29日改正
1975年5月29日改正
1982年6月28日改正
1989年6月28日改正
1991年6月27日改正
1994年6月29日改正
1998年6月26日改正
1999年6月29日改正
2000年6月29日改正
2001年6月28日改正
2002年6月27日改正
2003年6月27日改正
2004年6月29日改正
2005年6月29日改正
2006年6月28日改正
2007年6月27日改正
2009年6月25日改正
2010年6月25日改正
2015年6月25日改正
2017年6月27日改正
2022年6月28日改正

(2023年3月2日 附則削除)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は日本高周波鋼業株式会社と称し、英文では Nippon Koshuha Steel Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 高周波電流を応用する金属工業
2. 各種金属の精錬並びに金属製品の製造販売
3. 金属加工用・樹脂加工用機械装置器具の製造販売
4. 金属製品に係る製造関連技術の開発、販売、賃貸
5. 建設用資材の販売、賃貸
6. 鉱業及び鉱産物の売買
7. 情報処理システム、通信システム及びそれらに係るソフトウェアの開発、販売、賃貸
8. 不動産の賃貸借、売買、仲介、管理
9. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告による。
但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 2 千 4 百万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(自己株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。
臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集することができる。

(議長)

第 13 条 株主総会の議長は社長がこれに当る。
社長に支障あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 17 条 取締役は18名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は株主総会においてこれを選任する。

取締役の選任については議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票によらない。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

取締役社長は会社を代表する。

取締役会は、その決議によって会社を代表する取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

取締役社長に支障あるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対しこれを発する。取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 27 条 監査役は 4 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は株主総会においてこれを選任する。

監査役の選任については議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対しこれを発する。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上